

障 第 2192 号
平成 24 年 3 月 1 日

相談支援、障害児支援
対象施設設置者・事業者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う
事業者等法人定款等の取扱いについて (通知)

平成 22 年 12 月 10 日公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 22 年法律第 71 号)において、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)がされ、障害者(児)に対する相談支援の充実、及び障害児支援の強化が図られたところです。

この一部改正に伴い、障害者(児)に対する相談支援、及び障害児支援の各サービスの再編等が行われたことから、当該施設及び事業を設置、運営する設置者及び事業者法人においては、法人定款等の変更が必要となる場合もあるため、当課として、規定の参考例を作成したので参照願います。

また、一部改正法施行日までに、法人定款の変更を完了することが難しい場合も想定されるため、当課としては、直近の決議機関(総会、評議員会、理事会等)開催時での法人定款変更の際において対応することもやむを得ないものと考えており、別添の留意事項のとおり取扱うこととしておりますので御留意願います。

なお、当該取扱いについては、指定事務に係る市町村担当部所及び法人定款変更に係る認可・認証担当部所に対しても理解と協力を求めています。各担当機関において、具体的な取扱いは判断されることとなりますので、各事業者等法人においては、必ず各手続きを所管する行政庁に確認を行うように願います。

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
岡山県保健福祉部障害福祉課
障害者自立支援班 担当：田淵、原
TEL：086-226-7345 FAX：086-224-6520
e-mail：jiritsushien@pref.okayama.lg.jp